

令和5年度定期監査等の結果に基づく措置内容

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
市長公室	危機管理課	備品台帳に登録されていない事例があった。	あま市公用車管理規程第3条において「小型動力ポンプ付積載車（消防用施設として消防団の分団に置く自動車をいう。）」は適用除外と定められているため考え違いをしたからか、当該車両の備品台帳の記載が無く、合併前の導入車両であるため、掲載していたかも不明です。今後、ポンプ付積載車については、備品台帳に記載をし、処分・売却の際は不用決定調書を作成して管理をして参ります。 また、消火器については、令和4年度に情報電子化業務で整備しました、ゼンリン住宅地図システムにおいて管理をしています。	R6. 3. 28
		財産管理規則第30条に基づく、不用決定の手続を経ず売却されている事例があった。	上記でご説明したように、備品台帳に記載が無いため、不用決定することが出来ないと考えておりました。ご指摘を頂き、早々に手続きを行いました。	R6. 3. 28
		廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままになっている事例があった。	ご指摘を頂き、早急に削除を行いました。	R6. 3. 28
福祉部	社会福祉課	死亡した生活保護受給者の遺留金が、葬祭扶助に充当されることなく約5か月にわたり歳入歳出外会計に保管されていた事例があったので、今後は管理方法を見直し、適切な事務処理に努められたい。	歳計外会計における遺留金の入出金について、保護係経理担当及び担当ケースワーカーしか把握していない状況であったことから、査察指導員が管理する進行管理表に新たに歳計外処理管理簿を設け査察指導員も管理できるようにした。また、歳計外会計に遺留金を入金した後、当該遺留金が公金化された際は経理担当がその報告の決裁を課長まで回覧することとし、課として歳計外会計について把握できる体制とした。	R6. 4. 5
福祉部	障がい福祉課	指定管理者に貸与している備品が備品台帳に登録されていなかった。	備品台帳に登録し、改善を図った。	R6. 3. 29

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
建設産業部	土木課	<p>公用請求とは、地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するために請求するものであり、手数料も発生しないことから、公用請求した文書を他者に交付することは想定されていないと解されるところ、以下の事例がみられた。</p> <p>普通財産の売却（赤道の払下げ）において、買受人が所有権移転登記をするために固定資産評価証明書が必要であることから、所有者である市側が公用請求により取得した当該証明書を、買受人に交付している事例があった。当該証明書の交付申請及び受領の権限を委任する旨を記載した委任状を交付し、買受人に取得させるようにされたい。</p>	<p>令和5年12月以降に公共用物の用途廃止申請があり、払下げ希望である場合は、必要な証明書の交付申請及び受領の権限を委任する旨を記載した委任状を交付し、申請者に委任することについて課内に周知徹底した。</p>	R6.4.8